

戸田市スポーツセンター飲料水自動販売機設置仕様書

戸田市スポーツセンター内自動販売機設置については、この仕様書に基づいて施行するものとする。

1. 契約期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（3年間）
2. 設置場所 戸田市スポーツセンター（戸田市新曽1286番地）
※設置場所の詳細については、「設置場所平面図」参照

3. 設置台数

| No. | 設置場所 | 設置台数 | 設置面積 |
|-----|-------------|------|------|
| 1 | 1階 ロビー（1） | 1 | 1.0㎡ |
| 2 | 1階 ロビー（2） | 1 | |
| 3 | 1階 ロビー（3） | 1 | |
| 4 | 1階 ロビー（4） | 1 | |
| 5 | テニスコート通路（1） | 1 | |
| 6 | テニスコート通路（2） | 1 | |
| 7 | 南側出入口 | 1 | |
| 8 | プール棟 ロビー | 1 | |

※上記以外に自動販売機の設置募集があります。（別紙「食品等自動販売機設置仕様書」参照）

4. 費用

(1) 自動販売機設置に係る行政財産使用料

（公財）戸田市文化スポーツ財団が戸田市に支払うものとする。

(2) 電気料金

自動販売機の子メーターのカウンタに基づき、（公財）戸田市文化スポーツ財団が月毎の使用量、電気料の実費を算出し、設置事業者へ請求するものとする。

(3) 売上手数料

売上手数料は、売上価格（税込）の20%とする。

事業者は、月別の売り上げ状況（販売個数、売上額）を毎月末日に確認し、販売個数報告書を（公財）戸田市文化スポーツ財団に提出するものとする。また、その数量に対する手数料を翌月20日までに当財団に支払うものとする。

(4) 販売価格

販売価格はメーカー希望小売希望価格よりも10円以上安い価格とし、公共施設であることを考慮し安価に設定すること。

(5) 協賛広告の設置

自動販売機1台設置ごとに、戸田市スポーツセンター第一競技場内に協賛広告を最低1ヶ所設置すること。

(6) その他の経費

自動販売機及び電気使用量確認用子メーターなど、付帯設備の設置や撤去に要する工事費、維持管理にかかる費用、移転費等の費用、その他販売に係る諸経費は全て設置事業者の負担とする。

5. 転貸等の禁止

自動販売機を設置する権利及び自動販売機による飲料の販売に係る業務を第三者に譲渡、転貸又は再委託してはならない。

6. 使用上の制限

(1) 設置期間満了時又は契約が取り消された場合、及び契約を解除した時には、事業者の負担により、速やかに機器撤去と同時に設置場所を原状に復すること。

(2) 設置機器は省エネルギータイプで災害対策用の飲料水自動販売機とし、缶やペットボトル等の密閉式容器とすること。(新品でなくても可)
災害時は自販機内の在庫品に限り無償提供すること。

7. 設置条件

(1) 設置に関する必要な電気設備を含む全ての工事については、事業者が安全に責任をもって行うこと。

(2) 自動販売機の設置にあたっては、据付面を十分に確認し、地震等で転倒しないよう安全に据え付けること。必要に応じ、基礎工事等を行うこと。

8. 維持管理

(1) 商品補充、容器回収及び金銭管理等、自動販売機の維持管理は事業者が行うこと。
回収ボックスを適切な個数設置し、販売した商品の容器は事業者の責任及び負担により回収すること。また、回収ボックス周囲の清掃も心がけること。

(2) 事業者は、季節や商品の販売状況を考慮し、常に利用者ニーズに即した商品の提供ができるよう、適宜、商品の入れ替えを行うこと。特に賞味期限切れ及び、品切れが発生しないよう、十分に注意すること。

(3) トラブルや商品補充等、自動販売機利用者からの問い合わせやクレーム等に対しては、連絡先を明記し事業者の責任において対応すること。

- (4) 関係法令等の遵守、徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合には遅延なく手続きを行うこと。
- (5) (公財) 戸田市文化スポーツ財団は、当財団の責によることが明らかな場合を除き、当該自動販売機に係る盗難事故や破損事故等に関しては、その一切の責任を負わないこととする。

9. 設置場所抽選スケジュール

- (1) 抽選日時 令和8年3月9日(月) 15:00～
場 所 戸田市スポーツセンター 大会議室

- (2) 申込受付期限 令和8年3月7日(土) まで

- (3) 申込方法 抽選会参加申込書を申込受付期限までにご提出ください。

【提出先】

所在地 埼玉県戸田市新曽1286番地
名 称 公益財団法人戸田市文化スポーツ財団 戸田市スポーツセンター
電 話 048-443-3523
担 当 施設課 管理担当

(4) 抽選の流れ

- ①設置台数に対して、設置事業者数が上回った場合
設置事業者を決定する抽選を行います。
- ②設置台数に対して、設置事業者数が下回った場合
2台目以上の設置希望のお申し出があった事業者を対象に、設置事業者を決定する抽選を行います。
- ③設置場所を決定する抽選を行います。

※設置事業者がくじ引きに立ち会えない場合は、戸田市スポーツセンターが抽選を行うこととする。

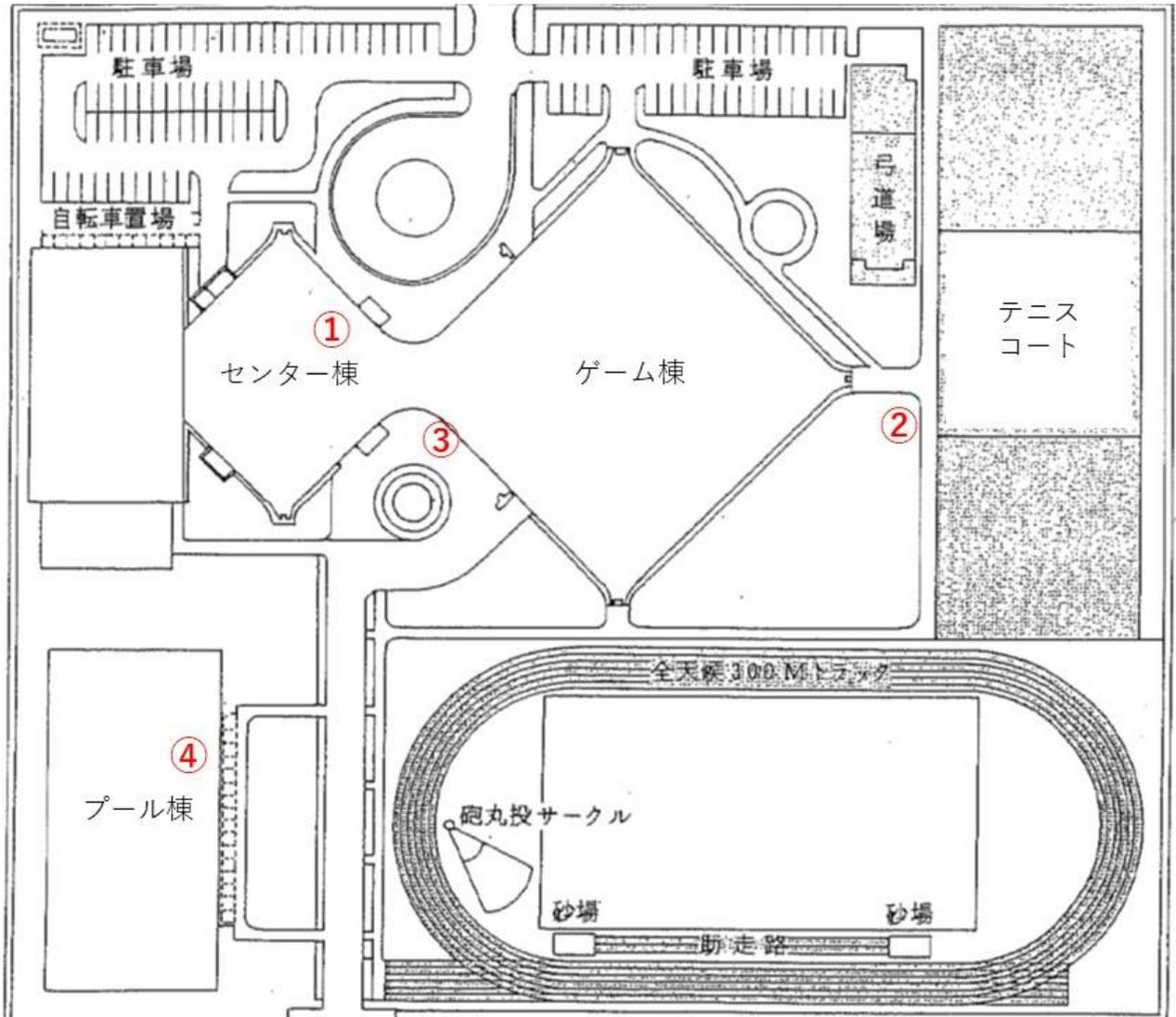
※後日、抽選結果の通知文書を送付いたします。

(5) 自動販売機設置及び販売開始

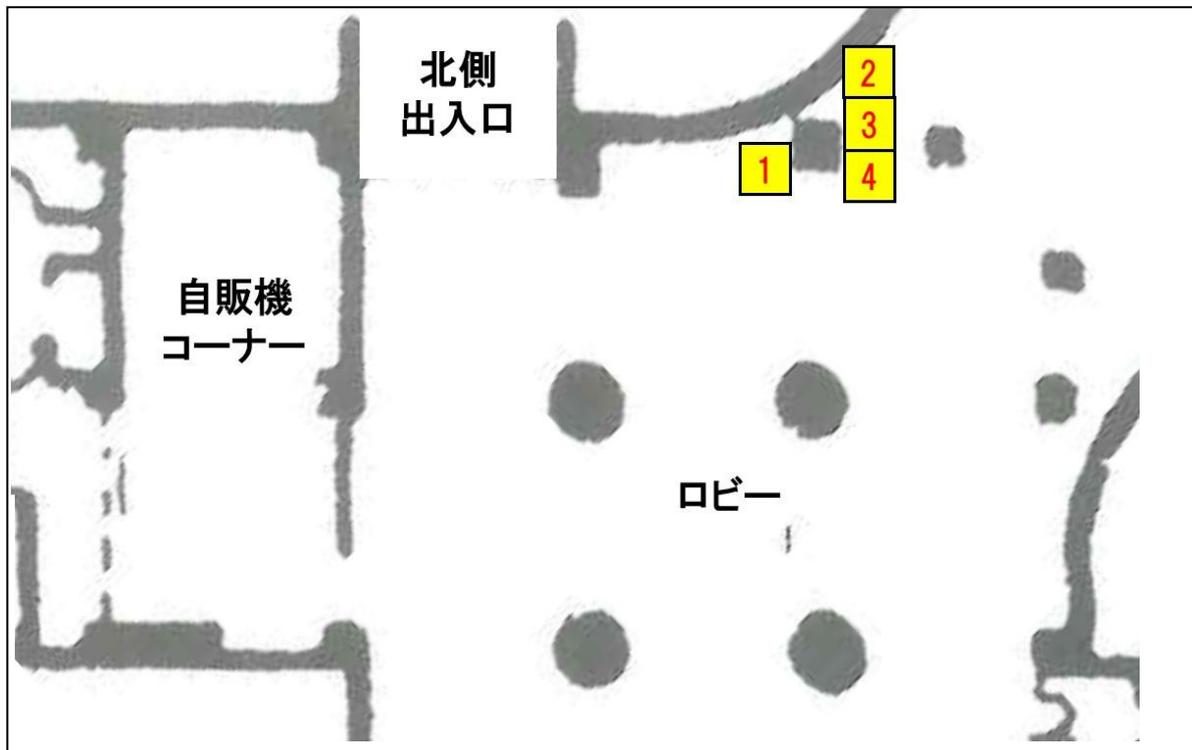
令和8年4月8日(水)までに移動・設置完了してください。

※なお、令和8年4月8日(水)はスポーツセンター休場日となります。
(休場日の作業も可)

(別紙) 設置場所平面図

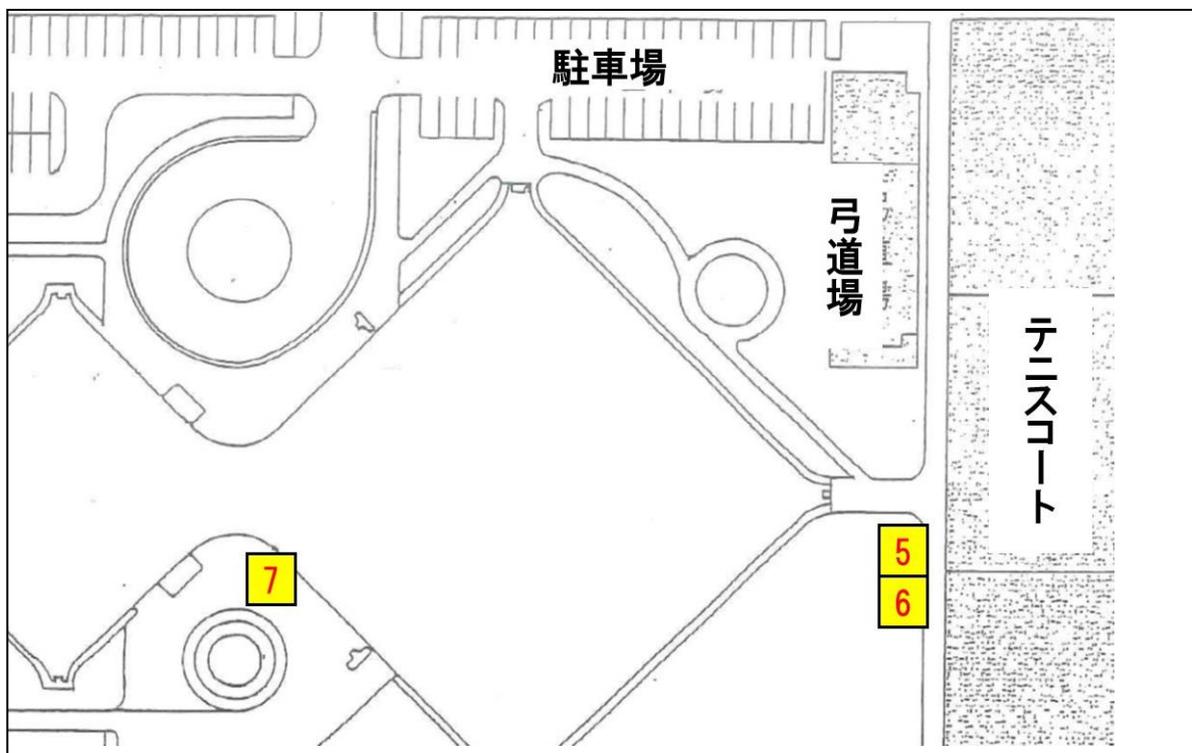


① 1階ロビー



② テニスコート通路 (屋外)

③ 南側出入口 (屋外)



③プール棟1階ロビー

